



濃 度 計 量 証 明 書

計量証明書番号 2402012

発 行 平成24年 2月16日

有限会社 青藍 殿

四電ビジネス株式会社
本 社 高松市丸の内2番5号
橘湾事業所 阿南市橘町小勝1番地
〒779-1631 TEL 0884(21)4050
FAX 0884(21)4048

計量証明事業登録徳島県第58号(濃度)

環境計量士 豊 永 正 一

登 録 番 号 第環4900号

ご依頼を受けました試料についての計量の結果を次のとおり証明いたします。

試 料 名	地下浸透水 No.1	採取場所	阿南市桑野町西谷87-1 鎌田宅内
採取年月日	平成24年2月2日 10時00分	採 取 者	四電ビジネス(株)

計 量 の 対 象	単 位	計 量 結 果	定量下限値	計 量 の 方 法
カドミウム	mg/l	ND	0.002	JIS K0102 55.3
全シアン	mg/l	不検出	0.1	JIS K0102 38.1.2及び38.3
鉛	mg/l	ND	0.002	JIS K0102 54.3
六価クロム	mg/l	ND	0.005	JIS K0102 65.2.1
砒素	mg/l	ND	0.002	JIS K0102 61.3
総水銀	mg/l	ND	0.0005	昭和46年環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/l	不検出	0.0005	昭和46年環告第59号付表2
ジクロロメタン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
四塩化炭素	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
トリクロロエチレン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
チウラム	mg/l	ND	0.0006	昭和46年環告第59号付表4
ベンゼン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2
セレン	mg/l	ND	0.002	JIS K0102 67.3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.26	0.01	JIS K0102 43.1及び43.2.3
フッ素	mg/l	0.19	0.1	JIS K0102 34.1
ホウ素	mg/l	ND	0.1	JIS K0102 47.3
備考	ND: 定量下限値未満を表します。			

第20120203-0796496号

790-08 96440.00

(有)青藍

様



受付 No 079-6496

検体種類 地下浸透水

採取場所 桑野町西谷87-1 鎌田氏宅

採取日 '12年 2月 2日

受付日 '12年 2月 3日

採取日の天候 -

採取時刻 10:00

气温

水温

検査日 '12年2月3日 ~ '12年2月22日

[illegible]

備考：

2012年2月23日

’12年2月3日にご依頼のあった試料の濃度に係わる計量の結果を証明します。

事業者



BML

株式会社

株式 株式会社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

環境計量証明事業所 埼玉県知事登録 第568号
〒350-1101 埼玉県川越市の場1361番地1
TEL049-232-3131 FAX049-232-3132

環境計量士

泉 降男



地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月13日
環境庁告示第10号

改正 平10環告23・平11環告16・平20環告41・平21環告79

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1)測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2)測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする(ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1)科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2)水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。